

敦 賀 市
新型インフルエンザ等対策
行 動 計 画

敦 賀 市
平成26年5月

目次

第1章 総論

| | | |
|-----|---------------------|-------|
| 第1節 | はじめに | 1 |
| 第2節 | 流行規模及び被害の想定 | 2 |
| 第3節 | 対策の実施に関する基本的な方針 | 4 |
| 第4節 | 発生段階の考え方 | 8 |
| 第5節 | 対策推進のための役割分担 | 9 |
| 第6節 | 行動計画の主要5項目 | 12～19 |
| | ＜参考＞ 県内における感染症対策の体制 | 20 |

第2章 発生段階ごとの対策

| | | |
|-----|--------|----|
| 第1節 | 未発生期 | 21 |
| 第2節 | 海外発生期 | 25 |
| 第3節 | 県内未発生期 | 28 |
| 第4節 | 県内発生早期 | 31 |
| 第5節 | 県内感染期 | 36 |
| 第6節 | 小康期 | 42 |

【参考資料】

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 資料1 | 各部局の主な役割 | 44 |
| 資料2 | 家庭用備蓄物品の例 | 48 |
| 資料3 | 用語説明 | 49 |
| 資料4 | 敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例 | 53 |

第1章 総論

第1節 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しており、ほとんどの人がそのウイルスに対し抵抗力(免疫)を有していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 本市における行動計画策定等の経緯

本市においては、特措法制定前から、国のガイドライン及び県の行動計画等を踏まえ、平成21年10月に行動計画を策定している。

今般、特措法が制定されたことを受け、同法第37条の規定により、平成25年3月に「敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定した。また、平成25年12月に策定された「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を踏まえ、同法第8条の規定により、このたび「敦賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定した。

3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

市行動計画の対象となる感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの(以下「新感染症」という。)

第2節 流行規模及び被害の想定

1 被害想定

新型インフルエンザ等発生の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境などの複合的要因に左右されるものであり、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本市における流行の規模の想定に当たっては、県行動計画と同様、CDC(米国疾病管理センター)モデルによる推計を参考とし、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

- 【想定】
- ・全人口の25%が新型インフルエンザ等に罹患
 - ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより中等度を致命率0.53%（アジアインフルエンザ）、重度を致命率2.0%（スペインインフルエンザ）と想定
 - ・入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計
 - ・1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果

| | | 全 国 | 福 井 県 | 敦 賀 市 |
|---------------------------|-----|------------------------|------------------------|----------------------|
| 医療機関 受診患者数 | | 約1,300万人～ 約2,500万人 | 約84,000人～ 約161,000人 | 約7,000人～ 約13,500人 |
| 入院 患者数 | 中等度 | 約53万人 | 約3,400人 | 約280人 |
| | 重度 | 約200万人 | 約12,900人 | 約1,080人 |
| 死者数 | 中等度 | 約17万人 | 約1,100人 | 90人 |
| | 重度 | 約64万人 | 約4,100人 | 約340人 |
| 1日当 たりの最大 入院患者 数 | 中等度 | 10万1千人 (流行発生から5週目) | 651人 | 55人 |
| | 重度 | 約39万9千人 (流行発生から5週目) | 2,572人 | 217人 |

* 敦賀市の想定については、国の推計値等を人口按分(0.054%)で試算

* これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果や、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

今後、国が流行規模及び被害想定を変更した場合、人口比率で推計している本市の被害想定も国に合わせて機械的に変更し、それらを踏まえた対策を随時実施していくこととする。

2 社会への影響

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定は多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- (1) 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校（学校教育法第1条、第124条、第134条に規定する学校を指す。以下同じ）・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。

第3節 対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の目的及び基本的な戦略

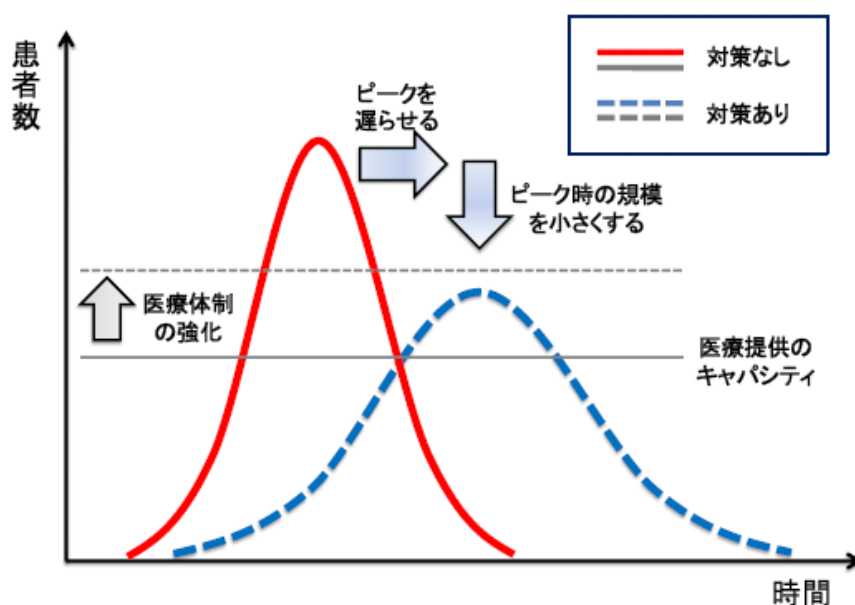
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することも不可能である。また、今日の交通の急速な発達により、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切に医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生・流行時に想定される状況の変化に応じて、柔軟に対応していくことを念頭に置き、各種対策を総合的に組み合わせバランスのとれた対策を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等発生前から流行が収束するまでの発生段階に応じて、一連の流れを持った対策を示すとともに、発生前の準備段階における全庁的な取り組みを推進するための体制を整備する。

発生前の準備段階において、関係部課との連携強化を図り、情報収集など発生に備えた事前準備を周到に行い、発生時には個人・家庭や地域で適切に対応できるよう、継続的に新型インフルエンザ等に関する情報を発信するとともに、事前の準備を進めるよう啓発を行う。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。

(実際の対策については、「第2章 発生段階ごとの対策」以降の項に記載する。)

- ・ 発生前の段階から、医療体制の整備、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ・ 国内で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、病原体の市内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。
- ・ 県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては不要不急の外出自粛要請や施設の利用制限を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。また、新感染症の場合には、治療法がない場合もあり、ワクチン開発や治療法確立までに、流行のピークを迎えることのないよう、市民の積極的な感染予防対策による感染拡大のスピードの抑制が重要となる。
- ・ 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えていくこととする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小、若しくは中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・ 県内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者は相互に連携して、医

療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、様々な事態が生じることが想定される。したがって、初期の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。

- ・ 事態によっては、地域の実情に応じて、県と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応とを組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。そのため、事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からのうがいや手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生前、また発生時には、特措法その他の法令、県行動計画又は市行動計画に基づき、県や指定地方公共機関と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するこ

とし、県との連携の下、医療関係者への医療の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令の根拠を前提に十分説明し理解を得た上で、最小限度の制限とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。新型インフルエンザ等対策に関して広域での対応が必要な場合に、県対策本部長に対して、総合的な調整を要請する。

(4) 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し公表する。記録は5年間保存する。

第4節 発生段階の考え方

市行動計画は、発生段階の状況に応じて対策を講じることとしているが、発生段階の考え方については、政府行動計画に準ずることとする。

具体的には、新型インフルエンザ等の、未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期に至るまでの5つに分類するとともに、地域での状況に柔軟に対応するために、地域での発生段階（県行動計画と同じ）を定めている。

国全体の発生段階の移行については、WHO（世界保健機関）のフェーズの引上げ及び引下げを注視しながら、海外での発生状況や国内サーベイランスの結果を踏まえて国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が決定し、公表することとなっている。

地域での発生段階の移行については、隣接県の状況や市外への人の移動状況などを考慮し、柔軟に対応することとし、市及び関係機関は、各段階に応じて行動計画等で定めた対策を実施する。

※政府対策本部：WHOが新型インフルエンザ等のフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表したことを、厚生労働省が公表した場合、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、特措法第15条に基づき、内閣総理大臣が設置する。

| 発生段階 | | 状 態 |
|----------------------|--------|--|
| 国 | 県および市 | |
| 未発生期 | 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 国内発生早期 ～ 国内感染期 | 県内未発生期 | 国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内で発生していない状態 |
| | 県内発生早期 | 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態 |
| | 県内感染期 | 県内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態又は、感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から |
| 小康期 | 小康期 | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ・WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し対策を強力に推進する。
- ・対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2 県の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応を果たす。
- ・市町村と緊密な連携を図る。

3 市の役割

- ・市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ・感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、福井県に準じた役割を果たすことが求められ、福井県と敦賀市は、地域における医療体制の確保等に

関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

4 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画及び基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定（地方）公共機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者の役割

- ・ 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

7 一般の事業者の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

8 市民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時

にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6節 行動計画の主要5項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)情報収集と情報提供」、「(3)予防・まん延防止」、「(4)予防接種の実施」、「(5)市民生活及び地域経済の安定の確保」の5項目に分けて立案している。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、ここでは横断的な留意点等について記述する。

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市民の危機管理の問題として取り組む必要がある。新型インフルエンザ等が発生した場合は、全庁横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、敦賀市新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、事前準備の進捗の確認、関係部局間等の連携確保等を行う。さらに、国、県及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされた場合には、特措法及び敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき直ちに市対策本部を設置し、必要な措置を講じる。

新型インフルエンザ等の発生段階と庁内の対応体制

| 発生段階 | 状 態 | 設置会議 |
|--------|--|--|
| 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 | 対策連絡会議 |
| 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づかない市対策本部の設置 ・ 緊急事態宣言後は特措法に基づく市対策本部を設置 |
| 県内未発生期 | 国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内で発生していない状態 | |
| 県内発生早期 | 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態 | |
| 県内感染期 | 県内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態又は、感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から | |
| 小康期 | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 | |

《庁内体制について》

新型インフルエンザ等の発生段階における庁内の対応体制は、次のとおりとし、未発生段階から対応体制の充実・強化や対応要員の能力向上に努める。

（準備段階）

未発生期

○新型インフルエンザ等対策連絡会議：準備体制

新型インフルエンザ等が未発生の現段階で全庁的な取組みを促進するため、必要に応じて、関係各課の課長を構成員とする新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、全庁的な認識の共有を図りつつ関係各課相互に連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練等を実施する。

また、二州健康福祉センターが開催する「新型インフルエンザ等対策調整会議」において、地域の実情に合わせた運用面での検討を行う。

| 設置会議 | 構成員 |
|--------|---|
| 対策連絡会議 | 会長：福祉保健部長 構成員：関係課長等 事務局：地域福祉課（健康管理センター含む）、危機管理対策課 |

（発生段階）

海外発生期以降

○新型インフルエンザ等対策本部：警戒体制～非常体制

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国及び県が対策本部を設置したときは、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置することとする。任意の市対策本部の組織及び職務については、特措法及び条例等に準ずるものとする。

また、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合には、直ちに特措法第34条と敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく敦賀市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。（この場合は、任意の市対策本部を条例に基づく対策本部に切り替える。）

市は、緊急事態解除宣言がなされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。また、政府及び県対策本部が廃止された時は、速やかに任意の対策本部を廃止する。

| 体制 | 構成員 |
|------|---|
| 対策本部 | 本部長：市長 副本部長：副市長 本部長付：教育長 部員：総務部長、企画政策部長、市民生活部長、福祉保健部長 産業経済部長、建設水道部長、都市整備部長、敦賀病院 事務局長、教育委員会事務局長、消防長 事務局：危機管理対策課長、地域福祉課長、 健康管理センター所長 |

2 情報収集と情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に国民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等関係機関（部署）と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

最も住民に近い行政主体は市であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。したがって、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備する。

3 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピー

ク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

また、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策として、県内における発生初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者等に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染予防対策を実践するよう促す。さらに、新型インフルエンザ等緊急事態において県が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策としては、国内発生早期から、個人における対策のほか、職場における感染予防対策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染予防対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に協力する。

4 予防接種の実施

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン（※1）とパンデミックワクチン（※2）の2種類がある。

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

新感染症については、その特性を今の時点で想定することは不可能であるため、本項目では2009年のインフルエンザ（A/H1N1）の経験もある新型インフルエンザについて記載する。

(1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

＜対象となり得る者の基準＞

- ・ 住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・ 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・ 指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・ これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

＜対象となり得る者＞

- ・ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に関わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に関わる地方公務員

＜基本的な接種順位＞

- ・ 医療関係者
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・ それ以外の事業者

＜柔軟な対応＞

- ・ 発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断が示され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

＜接種体制＞

実施主体及び対象者

- ・ 国
登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 県
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員
- ・ 市
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

＜接種方法＞

- ・ 原則として集団的接種
(接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。)

本市では、政府対策本部長が指定した期間に、以下に該当する敦賀市職員に対して実施する。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる市民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務に従事する者
- ・ 本市の危機管理に関する職務に従事する者
- ・ 民間の登録事業者と同様の業務に従事する者

＜特定接種の対象となり得る市職員＞

○新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

| 特定接種の対象となる職務 | 職種 |
|------------------------------|---------------|
| 対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務 | 対策本部員 |
| 対策本部の事務 | 対策本部事務局職員 |
| 住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営 | 看護職（保健師・看護師等） |
| 新型インフルエンザ等対策に必要な予算の議決、議会への報告 | 市議会議員 |
| 議会の運営 | 市議会関係職員 |

- 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる市民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や危機管理に関する職務

| 特定接種の対象となる職務 | 職種 |
|--------------|-----------|
| 救急消火、救助等 | 消防職員、消防団員 |

- 民間の登録事業者と同様の業務

| 特定接種の対象となる職務 | 職種 |
|---|--------------|
| 新型インフルエンザ等医療系 | 市立敦賀病院職員 |
| 社会福祉、介護事業 | 市立の介護、福祉施設職員 |
| 電気業、ガス業、火葬及び墓地管理業、 上水道業、河川管理及び用水供給業、下水道業 | 各業に従事する職員 |

(2) 住民に対する予防接種

緊急事態宣言下では、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（**臨時の予防接種**）による予防接種として行うこととなる。

また、新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合においても、国民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、我が国の社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定に基づく**新臨時接種**として行うこととなる。

健康な住民に対しては集団的接種を原則として実施することとなるため、市医師会等と協力し、未発生期から接種体制の構築を図ることが必要である。なお、集団接種は原則として居住地に限って実施することとする。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とするが、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ、基本的対処方針に基づき、柔軟に対応することとする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する患者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・発生時に基準が示された基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することにより重症化するリスクが高いとされる者
 - ・65歳以上の者

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、国民生活及び国民経済の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方等を踏まえ、年齢によるワクチンの効果も考慮しつつ、政府対策本部が決定する。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、全人口の 25%が罹患し、流行が約 8 週間程度続くと予想されている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、食料品・生活必需品や生活関連物資の不足により最低限の市民生活を維持することすらできなくなるおそれがある。

また、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への支援や、医療体制の維持、死亡者数が火葬場の火葬能力を超える事態の対応など、市民に最も近い行政主体として、基本的対策方針に基づき的確な対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町と緊密な連携を図ることが必要となる。

《埋火葬の円滑な実施》

病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

他方、感染症法第 30 条第 3 項においては、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）第 3 条に規定する 24 時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から 24 時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第 30 条第 2 項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

そのため、国内感染期（まん延期）において死亡者が多数に上った場合も、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備しておくことが必要となる。

市は、墓埋法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから市内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うものとする。

(参考) 県内における感染症対策の体制

県内における感染症対策の体制については、次のとおりである。

・ 感染症指定医療機関

第一種感染症指定医療機関

| | | |
|--------|----|--------|
| 福井県立病院 | 2床 | (陰圧2床) |
|--------|----|--------|

第二種感染症指定医療機関

| | | |
|--------|----|----------|
| 市立敦賀病院 | 2床 | (簡易陰圧2床) |
|--------|----|----------|

| | | |
|--------|----|--------|
| 福井県立病院 | 2床 | (陰圧2床) |
|--------|----|--------|

| | | |
|---------|----|--------|
| 福井赤十字病院 | 4床 | (陰圧4床) |
|---------|----|--------|

| | | |
|----------|----|--------|
| 福井社会保険病院 | 4床 | (陰圧4床) |
|----------|----|--------|

| | | |
|--------|----|----------|
| 公立丹南病院 | 4床 | (簡易陰圧4床) |
|--------|----|----------|

| | | |
|--------|----|--------|
| 公立小浜病院 | 2床 | (陰圧2床) |
|--------|----|--------|

| | | |
|----|-----|----------------|
| 合計 | 20床 | (陰圧14床、簡易陰圧6床) |
|----|-----|----------------|

・ 結核病床を有する医療機関

| | | |
|--------|-----|---------|
| 福井県立病院 | 10床 | (陰圧10床) |
|--------|-----|---------|

| | | |
|---------|-----|---------|
| 福井赤十字病院 | 10床 | (陰圧10床) |
|---------|-----|---------|

| | | |
|----------|----|--------|
| 福井県済生会病院 | 4床 | (陰圧2床) |
|----------|----|--------|

| | | |
|-------------|----|--------|
| 国立病院機構 福井病院 | 5床 | (陰圧5床) |
|-------------|----|--------|

| | | |
|--------|----|--------|
| 公立小浜病院 | 8床 | (陰圧8床) |
|--------|----|--------|

| | | |
|----|-----|---------|
| 合計 | 37床 | (陰圧35床) |
|----|-----|---------|

・ 感染症患者の移動

| | | |
|-----------------|----|------|
| アイソレーター(患者隔離装置) | 1台 | (陰圧) |
|-----------------|----|------|

| | | |
|----------|----|--------------|
| 搬送者(県保有) | 1台 | (アイソレーター搭載可) |
|----------|----|--------------|

・ 検査体制

| | |
|------------|--------------------|
| 衛生環境研究センター | H5N1 および H7N9 型の検査 |
|------------|--------------------|

・ 予防及び疫学調査等

| | |
|---------------|-----|
| 健康福祉センター(保健所) | 6か所 |
|---------------|-----|

| | |
|------------|--|
| 衛生環境研究センター | |
|------------|--|

第2章 発生段階ごとの対策

以下、発生段階ごとに主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として必要な対策を柔軟に選択し実施する。

第1節 未発生期

| |
|--|
| ●想定状況 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況 |
| ●対策の目的 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備及び準備を行う。 2) 関係機関との連携の下に発生の早期確認に努める。 |
| ●対策の考え方 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 |

1 実施体制

(1) 行動計画の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。

(2) 体制整備及び連携強化

- ・ 関係各課との情報共有及び連携強化のため、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策連絡会議」を開催する。
- ・ 県や他市等と相互に連携し、発生に備え平素からの情報交換、連携体制の確

認、訓練を実施する。

- ・ 敦賀市における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定を進める。
- ・ 二州健康福祉センターが開催する地域調整会議等において、市医師会等及び医療機関の関係者等と、地域の実情に合わせた運用面での検討を行う。

2 情報収集と情報提供

- ・ 国や県の発信する情報を収集する体制及び新型インフルエンザ等の発生時に速やかに情報共有できる体制を整備する。
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、二州健康福祉センターとの連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整える。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等の設置、周知等の準備を進める。
- ・ 学校、保育所、幼稚園は集団発生や地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から保健衛生部局や教育委員会と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供する。

3 予防・まん延の防止

- ・ 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・ 自らの発症が疑わしい場合は、二州健康福祉センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策事項について、理解促進を図る。
- ・ 市内の小中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障がい者の通所介護等の通所施設等における感染予防策、臨時休業等、新型インフルエンザ等発生に備えた対応について検討する。
- ・ 市の施設の消毒剤等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための個人防護具等の備蓄を進める。

4 予防接種の実施

(1) 特定接種

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の特定接種については、市が実施主体として接種を実施することとなるため、接種体制を整備しておく。
- ・ 特定接種の対象となり得る市職員について把握し、厚生労働省に報告する。
- ・ 国が実施する登録事業者の登録業務等について、必要に応じて協力する。

(2) 住民に対する予防接種

- ・ 住民接種については、市を実施主体として、原則として集団接種により実施することとなっているため、接種が円滑に行えるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、未発生期から体制の構築を図る。
- ・ 地域によって異なる人口や年齢層等を考慮し、学校や公民館を集団接種会場として設定するほか、接種に携わる医療従事者や器具等の確保、住民への周知や予約方法など円滑な接種にむけての準備を進める。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 医療等

市は、二州健康福祉センターを中心とした地域調整会議等に参加し、二次医療圏を単位とした医療体制の整備に協力する。

(2) 発生時の要援護者への生活支援の準備

市は、県内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(3) 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備等の整備を行う。

(4) 埋火葬の円滑な実施

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 海外発生期

| |
|---|
| ●想定状況 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・ 国内では新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況 |
| ●対策の目的 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 県内（市内）発生に備えて体制の整備及び準備を行う。 |
| ●対策の考え方 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・ 対策の判断に役立てるため、国、県等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・ 市内で発生した場合には早期に発見できるよう国、県等が実施するサーベイランスに協力し、情報収集体制を強化する。 ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ・ 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。 |

1 実施体制

市は、海外において新型インフルエンザ等が確認され、国及び県が対策本部を設置したときは、特措法に基づかない任意の対策本部会議を設置し、関係法令や市行動計画等に基づき、必要な対策を講じる。

2 情報収集と情報提供

- ・ 国や県の発信する新型インフルエンザ等に係る情報や基本的方針を収集し、必要に応じて市民に提供する。
- ・ 関係各課間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。
- ・ 市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、国（県）からのQ & A等の情報に基づき、県のコールセンターと協力し適切に情報を提供する。また、生活相談等広範囲な内容にも対応できるよう、各課の情報共有を円滑に行い対応する。
- ・ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関から収集した情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、県へ報告するとともに、次の情報提供に反映する。

3 予防・まん延の防止

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、二州健康福祉センターとの連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供する。
- ・ 市は、国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と連携し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。
- ・ 市は、県が設置した帰国者・接触者相談センターについて、市民に周知する。
- ・ 市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者接触者外来を受診するよう市民へ周知する。
- ・ 市内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等についての連絡体制を確認する。

4 予防接種の実施

(1) 特定接種

県と連携し、市職員の対象者に対して、集団接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民に対する予防接種

市は、県と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく、新臨時接種に関する接種体制の構築の準備を進める。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 医療について

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(2) 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置できる施設等を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めるものとする。

第3節 県内未発生期

| |
|---|
| ●想定状況 |
| 県外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| ●対策の目的 |
| 市内発生に備えて体制の整備を行う |
| ●対策の考え方 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が少ない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、国、県等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・市内で発生した場合には早期に発見できるように国、県等が実施するサーベイランスに協力し、情報収集体制を強化する。 ・海外や国内での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ・医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。 |

1 実施体制

新型インフルエンザ等対策本部会議を設置し、本市は基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

【緊急事態宣言がされた場合】

市は、緊急事態宣言がされた場合は、特措法第34条と敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく敦賀市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

2 情報収集と情報提供

- ・ 引き続き、国及び県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集し、関連情報及び市の対策内容、状況を市民に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。
- ・ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。
- ・ 学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・ 関係各課間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。
- ・ 引き続き、県との協力体制の下、国が状況に応じて改訂したQ & A等の情報に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等の体制の充実・強化を図る。また、生活相談等も含めた広範な対応ができるよう各課の対応を強化する。
- ・ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関から収集した情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、県へ報告するとともに、次の情報提供に反映する。

3 予防・まん延の防止

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染予防策、拡大防止策を徹底するよう周知する。
- ・ 市内発生に備え、市の施設の閉鎖及び市主催の催し物の中止について検討する。
- ・ 学校等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。
- ・ 市内発生に備え、県が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、市立小・中学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業の基準について検討する。

4 予防接種の実施

(1) 特定接種

特定接種の実施を進める。

(2) 住民に対する予防接種

国と連携し、行動計画に定めた接種体制に基づき具体的な接種体制の構築の準備を進める。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 医療について

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう呼びかける。
- ・ 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

(3) 埋火葬の円滑な実施

引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第4節 県内発生早期

| |
|--|
| ●想定状況 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、すべての患者の接触歴が疫学調査で追跡できる状態。 |
| ●対策の目的 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 |
| ●対策の考え方 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 ・政府対策本部が、県域に緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。 ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 |

※ 市は、県対策本部において決定し公表された発生段階の変更及び今後の対策等について、適切に対応する。

1 実施体制

新型インフルエンザ等対策本部会議を設置し、本市は基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

【緊急事態宣言がされた場合】

市は、緊急事態宣言がされた場合は、特措法第34条と敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく敦賀市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

2 情報収集と情報提供

- ・ 国及び県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集し、関連情報及び市の対策内容、状況を市民に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。
- ・ 市は、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝えるとともに、個人レベルでの感染予防策や患者となった場合の対応（受診の方法など）を周知する。
- ・ 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・ 関係各課間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。
- ・ 県との協力体制の下、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを継続し、新型インフルエンザ等に関する情報提供及び相談体制の運営を強化する。

3 予防・まん延防止

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策、拡大防止策を徹底するよう周知する。
- ・ 市の施設の閉鎖及び市主催の催し物の中止について検討する。
- ・ 学校等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。

【緊急事態宣言がされた場合の措置】

市は、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う以下の要請に協力する。

1 外出制限等

県は特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

2 施設の使用制限等（学校、保育所等）

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11

条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。なお当該要請を行った場合にはその施設名を公表する。

3 施設の使用制限等（2以外の施設）

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。

4 予防接種の実施

(1) 特定接種

引き続き対策を継続する。

(2) 住民に対する予防接種

住民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

さらに、住民への接種順位についても、政府対策本部が接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて決定する。

- ・市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ・市は住民に対し、接種に関する情報を提供する。
- ・市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校や公民館等公的な施設の活用により、接種会場を確保し、原則として、本市域内に居住する者を対象に集団接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、住民に対する予防接種について、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定された臨時の予防接種を実施する。

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 医療について

県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて協力する。

- ・ 帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。
- ・ 患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来に限定した診療体制から、内科・小児科診療を行う全ての医療機関でも診療する体制に移行することを検討する。

【患者への対応】

- ・ 国と連携し、新型インフルエンザ等と診断されたものに対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いと判明しない限り実施する。
- ・ 国と連携し、必要に応じて、衛生環境研究センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定検査は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR等の確定検査は重症者に限定して行う。
- ・ 国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

市は、県と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。

(3) 遺体の火葬・安置

引き続き、市は火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 水の安定供給

水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

② サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

第5節 県内感染期

| |
|---|
| ●想定状況 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、又は、県内の感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 |
| ●対策の目的 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 健康被害を最小限に抑える。 2) 医療体制を維持する。 3) 社会・経済機能を維持し、影響を最小限に抑える。 |
| ●対策の考え方 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた感染拡大防止策は継続実施する。 ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、必要な対策の判断を行う。 ・ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ・ 医療体制の維持に全力を尽くし必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ・ 欠勤者の増大が予想されるが、市民生活・地域経済の影響を最大限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・ 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小若しくは中止する。 |

※ 市は、県対策本部において決定し公表された発生段階の変更及び今後の対策等について、適切に対応する。

1 実施体制

県内及び近県、市内の発生状況を把握し、政府対策本部が定めた基本的対処方針に基づき、健康被害及び生活・経済への影響を最小限に抑えるための対策を実施する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

(1) 対策本部の設置

特措法に基づき速やかに対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

(2) 他の地方公共団体による代行、応援等

市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣の措置の活用を行う。

2 情報収集と情報提供

- ・ 引き続き、国及び県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集し、関連情報及び市の対策内容、状況を市民に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。
- ・ 市は、特に市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策について情報を適切に提供する。
- ・ 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・ 関係各課間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。
- ・ 電話相談の対応時間を拡大するなど、新型インフルエンザ等に関する相談体制の運営を継続する。

3 予防・まん延防止

病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数のものが居住する施設等における感染対策を強化する。

引き続き、市民や関係者に対して次の要請を行う。

- ・ 市は、県と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチ

ケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ・ 市は、県と連携し、職場における感染症対策の徹底を要請する。
- ・ 患者対策として罹患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う以下の要請に協力する。

1 外出制限等

県は特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

2 施設の使用制限等（学校、保育所等）

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。なお当該要請を行った場合にはその施設名を公表する。

3 施設の使用制限等（2以外の施設）

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。

4 予防接種の実施

（1）特定接種

引き続き対策を継続する。

（2）住民に対する予防接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、住民に対する予防接種について、基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定された臨時の予防接種を実施する。

5 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 医療について

県が行う以下の対策が円滑に実施できるよう必要に応じて協力する。

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として内科・小児科診療を行う全ての医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。なお、県民に対し、受診の際には事前に医療機関に電話等で連絡した上で受診するよう周知する。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう医療機関に周知する。
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ・ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、県と連携し、必要に応じ実施される以下の対策に協力する。

県は国と連携し、医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、県と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。
- ・ 県は、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取り組みに協力する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

1 水の安定供給

水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

3 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないように、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

4 要援護者への生活支援

市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

5 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、県の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。

第6節 小康期

| |
|---|
| <p>●想定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行はいったん終息している状況 |
| <p>●対策の目的</p> <p>市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p> |
| <p>●対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 |

1 実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等対策本部は、国の小康期に入ったことの宣言を受けて、行動計画の再評価を行い、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・ 市は緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに対策本部を廃止する。また、政府及び県対策本部が廃止された時は、速やかに任意の対策本部を廃止する。

2 情報収集と情報提供

- ・ 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供と注意喚起を行う。
- ・ 相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

3 予防・まん延防止

流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める。

4 予防接種の実施

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言がなされている場合】

市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

5 生活環境の保全・市民生活及び地域経済の安定に関する措置

不要な措置を解除し、不要となった対策を終了する。

各部署の主な役割

| 担当部(局)名 | 各部(課)の担当事項 |
|--------------------|---|
| 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機能を維持するための業務継続計画に関する事。 ・ 職員の感染予防の周知啓発に関する事。 ・ 庁舎等の管理及び車輛の確保に関する事。 ・ 市施設や職員の感染防止のための対策に必要な物品の調達、配分の準備に関する事。(防護具等の購入、備蓄に関する事。) ・ 職員研修、訓練に関する事。 ・ 庁内の情報を共有するシステムの構築に関する事。 ・ 区長会等への情報伝達に関する事。 ・ 特命事項に関する事。 |
| 企画政策部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事。 ・ 情報提供(報道機関の対応・市民への広報)に関する事。 ・ 原子力発電所等事業者への業務継続要請に関する事。 |
| 市民生活部 (危機管理対策課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の設置及び運営に関する事。 ・ 各部との連絡調整に関する事。 ・ 関係機関との連絡調整(他部に係る者を除く)に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事。 ・ 国の機関、県知事その他関係機関との協議、交渉、要請等の総括に関する事。 |
| 市民生活部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者の火葬及び埋葬に関する事。 ・ 遺体安置所の確保及び収容に関する事。 ・ 公共交通機関等の確保に関する事。 ・ し尿処理対策の運営体制に関する事。 ・ 廃棄物処理対策に関する事。 ・ 外国人への情報提供に関する事。 |
| 福祉保健部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市新型インフルエンザ行動計画の作成及び修正に関する事。 ・ 国の機関、県知事その他関係機関との協議、交渉、要請等の総括に関する事。(危機管理対策課との併記) ・ 新型インフルエンザの発生状況、感染予防策等の情報収集及び情報提供に関する事。 ・ 新型インフルエンザの感染予防対策の広報に関する事。 ・ 市民、医療機関等からの電話相談(感染症関係)に関する事。 ・ 特定接種に関する事。 |

| | |
|----------------|--|
| 福祉保健部 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民の予防接種に関すること。 ・福祉施設（保育園等）における感染防止に関すること。 ・福祉施設等の罹患者の把握、報告に関すること。 ・高齢者及び障がい者等要援護者の支援に関すること。 ・医療機関との情報連絡に関すること。 |
| 産業経済部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン事業者等、社会機能の維持に関する事業者等への業務継続要請に関すること。 ・事業者の感染予防、不要不急の事業活動自粛等の要請に関すること。 ・食料、生活必需品等の配送、安定供給に関すること。 ・家畜の伝染情報に関すること。 ・観光客に対する情報提供に関すること。 |
| 建設水道部 都市整備部 | <ul style="list-style-type: none"> ・関連業者等への感染予防対策等に関すること。 ・上下水道事業の確保に関すること。 ・ライフライン事業者等との調整に関すること。 ・公園等施設利用者に対する感染予防に関すること。 ・市営住宅入居者への対応に関すること。 |
| 市立病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院における医療の確保に関すること。 |
| 教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会各課所の対応事項取りまとめ、調整に関すること。 ・文教施設における臨時医療機関、予防接種の集団接種会場等の設置及び管理運営に関すること。 ・学校・幼稚園の感染予防対策等に関すること。 ・学校・幼稚園の罹患者の把握、報告に関すること。 ・社会教育（体育）関係団体への協力要請に関すること。 ・社会教育（体育）施設等の感染予防対策等に関すること。 |
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・患者の搬送に関すること。 |
| 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設における感染予防対策に関すること。 ・市民への情報提供、啓発に関すること。 ・市民相談に関すること。 ・関係団体・組織への情報提供、連絡体制、対策の指導に関すること。 ・業務の縮小・中止並びに閉鎖窓口等の決定及び必須業務窓口の機能・体制確保に関すること。 ・感染廃棄物の適切な処理に関すること。 |

- ・各部局における主な担当事項を提示、未知の感染症の規模や毒性等により、対策本部から新たな分担や協力体制の指示を行う。
- ・各部局においては必要に応じてマニュアル等の整備を行う。
- ・機構改革等により部署又は業務等が変更になった場合は、部局長で協議し対応

発生段階別の主な対応一覧

| 対 応 | 未発生期 | 海外発生期 | 県内未発生期 | 県内発生早期 | 県内感染期 | 小康期 |
|--------------------------------|------|-------|--------|--------|-------|-----|
| 1 実施体制 | | | | | | |
| 行動計画の見直し | ○ | | | | | |
| 新型インフルエンザ対策連絡会議の開催 | ○ | | | | | |
| 連絡体制の確認・訓練 | ○ | | | | | |
| 業務継続計画の策定 | ○ | | | | | |
| 地域調整会議等の開催 | ○ | | | | | |
| 任意の対策本部の設置 | | ○ | | | | |
| 敦賀市新型インフルエンザ等対策本部の設置(緊急事態宣言含む) | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 他の地方公共団体による代行・応援(緊急事態宣言有) | | | | | ○ | |
| 対策本部の廃止 | | | | | | ○ |
| 対策の評価・見直し | | | | | | ○ |
| 2 情報の収集と情報提供 | | | | | | |
| 情報収集・共有体制の整備・実行 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 県との連携・情報提供の整備・実行 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 相談窓口の設置・周知等の準備・実行 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 学校・保育園等への情報提供 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 予防・まん延防止 | | | | | | |
| 基本的な感染症対策の周知 | ○ | | | | | |
| マスクの着用・せきエチケット等の感染対策等の周知 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 海外渡航者等への情報提供・注意喚起 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 感染防止策の徹底、児童生徒の健康把握、臨時休校等の検討実施 | | | ○ | ○ | ○ | |

| 対 応 | 未発生期 | 海外発生期 | 県内未発生期 | 県内発生早期 | 県内感染期 | 小康期 |
|-----------------------------------|------|-------|--------|--------|-------|-----|
| 市民・職場等への感染対策の徹底、罹患者への外出制限の徹底 | | | | | ○ | |
| 第2波を踏まえた、拡大防止策の見直し・改善 | | | | | | ○ |
| 外出制限・施設使用制限(緊急事態宣言有) | | | | ○ | ○ | |
| 4 予防接種の実施 | | | | | | |
| 特定接種・住民予防接種の体制の構築 | ○ | | | | | |
| 特定接種の実施・住民予防接種の準備 | | ○ | ○ | | | |
| 特定接種の実施・住民予防接種の実施 | | | | ○ | ○ | ○ |
| 5 市民生活・地域経済の安定の確保 | | | | | | |
| 医療体制の整備、要援護者の把握、 | ○ | | | | | |
| 医薬品物資等の備蓄 | ○ | | | | | |
| 発生国からの帰国者への受診の周知 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 事業者へ生活必需品の買占め、売惜しみがないう呼び掛け | | | ○ | | | |
| 外出自粛に備えての適正な備蓄や行動の呼び掛け | | | ○ | ○ | ○ | |
| 火葬体制の整備(遺体安置所確保含む) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 患者等の増加に備えた医療機関受診体制の検討 | | | | ○ | | |
| 医療機関(事前連絡要)での受診の周知 | | | | | ○ | |
| 不要な措置及び対策を終了する | | | | | | |
| 水の安定供給、サービス水準の呼び掛け(緊急事態宣言有) | | | | ○ | ○ | |
| 生活関連物資等の価格安定等、要援護者への生活支援(緊急事態宣言有) | | | | | ○ | |
| 死者の埋葬・火葬(緊急事態宣言有) | | | | | ○ | |

※ 主な対応の目安を示したものであり、発生規模、状況等により異なることがある。

【家庭用備蓄物品の例】

新型インフルエンザが海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザが国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の流通、物流に影響が出ることも予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが原則である。

このため、災害時のように最低限(2週間程度)の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。

○ 食料品(長期保存可能なもの)の例

- ・ 米
- ・ 乾麺類(そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等)
- ・ 切り餅
- ・ コーンフレーク・シリアル類
- ・ 乾パン
- ・ 各種調味料
- ・ レトルト・フリーズドライ食品
- ・ 冷凍食品(家庭での保存温度、停電に注意)
- ・ インスタントラーメン、即席めん
- ・ 缶詰
- ・ 菓子類
- ・ 育児用調製粉乳

○ 日用品・医療品の例

- ・ マスク(不織布製マスク)
- ・ 体温計
- ・ ゴム手袋(破れにくいもの)
- ・ 水枕・氷枕(頭や腋下の冷却用)
- ・ 漂白剤(次亜塩素酸 : 消毒効果がある)
- ・ 消毒用アルコール(アルコールが60%~80%程度含まれている消毒薬)
- ・ 常備薬(胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬)
- ・ 絆創膏
- ・ ガーゼ、コットン
- ・ トイレットペーパー
- ・ ティッシュペーパー
- ・ 保湿ティッシュ(アルコールのあるものとないもの)
- ・ 洗剤(衣類・食器等)・石鹼
- ・ シャンプー・リンス
- ・ 紙おむつ
- ・ 生理用品(女性用)
- ・ ごみ用ビニール袋
- ・ ビニール袋(汚染されたごみの密封等に利用)
- ・ カセットコンロ
- ・ ボンベ
- ・ 懐中電灯
- ・ 乾電池

(厚生労働省「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」より)

あ行

○アジアインフルエンザ

1957年（昭和32年）2月に中国の一つの地域で流行が始まったインフルエンザ。同年4月には香港に達し、5月までには、シンガポールと日本でウイルスが分離された。1週間以内にWHOネットワークは解析を終了して新しい亜型であることを確認後、世界にパンデミックの発生を宣言した。致死率はスペインインフルエンザよりも低かったとされており、このパンデミックによる世界での超過死亡数は200万人以上と推定されている。

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。

A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

か行

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

* 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

* 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

* 結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

○緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

さ行

○サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を示すこともある。

○指定（地方）公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医療品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。また、指定地方公共機関は、都道府県の区域において医療、医療品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を

管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので知事が指定するものをいう。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○咳エチケット

厚生労働省が提唱している感染予防策のひとつ。①咳・くしゃみをするときは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。②鼻汁・痰などを含んだティッシュはフタ付きのゴミ箱に捨てる。③鼻汁や咳の飛まつが手に触れたときには、直ちに石鹸で手を洗う。④咳をしている人には、マスクの着用を促す。⑤自分が咳をする場合にも、マスク装着の説明書を読んで、正しく着用する。などがある。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

た行

○WHO（World Health Organization：世界保健機関）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づ

けられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○特定接種

特措法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員等に対して臨時に行う予防接種のこと。特定接種の対象者となるためには、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受ける必要がある。

な行

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

は行

○パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

○敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月22日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、敦賀市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 敦賀市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、本部員（法第35条第2項の本部員をいう。以下同じ。）を指揮監督する。

2 敦賀市新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。